

市民農園利用料の見直しについて

1 これまでの経過

(1) 利用料改定時期

年度	年間利用料	利用料負担根拠
平成 27 (2015) 年度	2,250 円	水道料金、管理費等の実費相当額
平成 29 (2017) 年度	3,500 円	〃
平成 31 (2019) 年度	5,000 円	〃

(2) 改定の考え方 (平成 26 年度農業振興推進委員会意見)

- ① 市民農園に関する歳出と比較して歳入の割合が低いこと、他市と比較しても安いことから、利用料の値上げが適当である。
- ② 市民農園の経費の 70～100%を利用者が負担するのが適当である。
- ③ 値上げ額は、市の手数料値上げの基準 (値上げの上限を 50%とする) を適用する。

(3) 負担割合及び他市の利用料

	平成 27・28 年度	平成 29・30 年度
一区画当り歳出額	4,691 円	4,316 円
一区画当り歳入額	2,250 円	3,500 円
負担割合	47.96%	81.10%

他市の市民農園利用料 (24 市平均 平成 28 年集計)	9,378 円
-------------------------------	---------

2 参考事項

(1) 「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」内容

①原則	特定の方角けのサービスは受益者負担
②価格の決定	I 原価計算→II 受益者負担割合決定 →III (近隣自治体等) 総合的判断
③原価計算の方法	(人件費+物件費+減価償却費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用 可能時間 × 貸出面積 × 貸出時間

(2) 人件費の参考額

単価 × 200 時間	平均 63.37 円 × 12,000 分 (200 時間) = 760,440 円
一区画当たり金額	2,095 円

(3) 「基本方針」の受益者負担の割合

公費負担(%)	分類	例
① 0～30	選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場
② 30～70	基礎的、市場的	住宅関連施設
③ 30～70	選択的、非市場的	体育館、集会施設、保育所等
④ 70～100	基礎的、非市場的	公園、図書館、義務教育施設等

(4) (参考) 設置状況

区 分	総面積	区画数	面積	利用期間	利用料改定年
新町市民農園	1,752 m ²	93	12 m ²	2018年4月 ～2020年2月	2020年
北町市民農園	1,178 m ²	33	15 m ²		
富士町市民農園	2,269 m ²	130	12 m ²		
西原市民農園	1,076 m ²	53	12 m ²	2019年4月 ～2021年2月	2019年
中町市民農園	1,214 m ²	54	12 m ²		
計	7,489 m ²	363	—	—	—